

***** ◇◆ 目次 ◆◇ *****

- 1 クリーニングサービスでのトラブル
- 2 洗濯表示が変わります

■ クリーニングサービスでのトラブル

クリーニングサービスを利用してトラブルが起きた場合、原因がクリーニング業者にあるときは、一般的に「クリーニング事故賠償基準」によって損害が賠償されます。しかし対象外になることもあるので、注意が必要です。

《事例1》購入してすぐに数回着たワンピースをクリーニングに出し、受け取ってそのままタンスにしまっていた。1年ほどたって着てみると、縮んで色落ちしていた。店舗に補償を求めたい。

《事例2》1年以上前にコートをクリーニングに出し、取りに行くのを忘れていた。最近になって思い出し、伝票も残っていたので店舗に行ったら「ない」と言われた。工場も捜したが見つからなかったという。弁償してほしい。

〈アドバイス〉どちらも、損害賠償の対象外となります。「クリーニング事故賠償基準」では、消費者が洗濯物を受け取ってから6ヶ月が経過したとき（事例1）、クリーニング業者が洗濯物を受け取ってから1年を経過したとき（事例2）は、業者は賠償額の支払いを免れるとしています。トラブルを防ぐために、クリーニングから戻ってきた洗濯物は必ず確認し、預けた洗濯物はすぐに取りに行きましょう。

■ 洗濯表示が変わります

平成28年12月から、法律の改正により、衣類につけられる洗濯方法の表示記号が新しく変わります。現在の記号22種類から、国際規格の41種類に変わり、国内外で同じ表示になります。（11月30日までの出荷分衣類は、従来の表示記号が認められています）

詳しくは、

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/newsentnaku.html>

をご覧ください。

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ Facebookで暮らしに役立つ最新情報を発信しています！
★ Facebookに登録していなくても、見るができます。
<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
 - ・ 相談電話：097-536-5000
-

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp